

資料 2

○地域包括支援センター運営事業における業務課題について

- ・ ふれあいの里地域包括支援センター …………… P 1
- ・ 義方湊山地域包括支援センター …………… P 1 ～ 2
- ・ 住吉加茂地域包括支援センター …………… P 2 ～ 3
- ・ 尚徳地域包括支援センター …………… P 3 ～ 4
- ・ 弓浜地域包括支援センター …………… P 4
- ・ 箕蚊屋地域包括支援センター …………… P 4 ～ 5
- ・ 淀江地域包括支援センター …………… P 5 ～ 6

地域包括支援センター運営事業における業務課題について

運営事業における業務上の主な課題について、具体的な内容及び改善に向けた取り組み方針等を記載しています。

●ふれあいの里地域包括支援センター

1 地域におけるネットワーク構築業務

地域包括ケアシステム構築に向けて、引き続き専門職間・地域と専門職など、連携を進めていく必要がある。また、医療介護連携に関しても、地区毎のネットワーク構築が必要である。

【対策】

- ・居宅介護支援事業所連絡会を引き続き開催し、それぞれの連携を図れる取り組みを続ける。
- ・個別事例の対応を通して、個人のネットワークから地域のネットワーク構築へ繋げる。

2 実態把握業務

介護予防ケアマネジメント業務に時間を費やし、実態把握が十分に行えていない。支援の必要なケースに早期に関わっていない。

【対策】

業務改善を繰り返し行い、地域に出かける体制整備を行う。

●義方・湊山地域包括支援センター

1 地域におけるネットワーク構築業務

職員の異動により経験の浅い職員が多いので地域におけるネットワークを再構築しなければならなかった。プラン作成をしない見守り、認知症高齢者、虐待の疑い、地域から孤立した高齢者などのケースが増えてきている。業務量の負担、センターだけで支えることに限界を感じた。

行政、関係機関、民生委員、地域住民とのネットワーク構築が課題。

【打開策、改善に向けた取り組み】

- ・経験の浅い職員に積極的に研修に参加させてスキルアップを図る。
- ・継続的支援が必要であるため引き続き職員2名体制で対応する。

- ・義方・明道・就将民生委員定例会に参加し、顔の見える関係作り、情報共有・課題の認識を行う。
- ・まず義方地区での地域ケア会議を重ねることで地域課題を把握しネットワーク構築を図っていく。

2 介護予防支援に関するケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント業務が多く、3月末現在約380件担当件数があり、年に10～20件増えて来ている。また困難ケースも増えて来ており、要支援の方でも調整に時間がかかるようになってきている。事業対象者も増えて来ており、対象者の基準の見直しの検討が必要と思われる。また地域の方から緊急での訪問依頼も増えていて実態把握調査などの業務が十分にできていないことが課題。

【打開策、改善に向けた取り組み】

次年度は、各職種による役割分担を行い、ケアマネジメント業務を計画的に行う。

また、ケースを通じてや部会・研修に参加することで、それぞれの専門性を高め、ケアマネジメント業務がスムーズに行えるようにしていく。今後も行政・各包括支援センター、サービス提供事業所等とも連携を図りながら業務を行う。

●住吉・加茂地域包括支援センター

1 地域ケア会議開催に関する業務

地域ケア推進会議について圏域内の地域組織・事業所等で開催された会議等を活用し地域課題の把握、行政への報告につなげているが、公民館単位での開催に至らず、地域ケアシステムについて地域住民への周知はまだまだ十分出来ていない。

→地域や関わりのある組織団体等に働きかけ、地域で状況確認・共有し、これからも地域で暮らし続けることが出来るよう、また専門職の参加を増やし、多角的な視点・支援を検討し、自立支援につなげていく。

地域推進ケア会議について、米子市社協と協力し地域福祉推進計画の取り組みにつなげられるよう取組む。

2 総合相談業務

介護予防ケアマネジメント業務も大きいですが、初回相談やサービス未利用者等の支援・見守りへの対応に時間が必要。

また認知症の方の支援、困難ケースや虐待対応ケース等関係機関と連携しながら関わっているが、問題が複雑多岐になり、また高齢者、障がい等の福祉関係だけでなく司法の分野のアドバイス・支援が必要になることも増えている。

→様々な相談ケースが増え、幅広い知識が求められる。同行訪問・カンファレンス開催・進行、研修参加等研鑽し職員のスキルアップにつなげる。

司法の分野について、行政も相談先となっているが、ちょっとしたことが相談できるアドバイザーにつなげて欲しい。

今年度から、認知症初期集中支援チームが本格的に始動されるが、実践を通してチーム支援を理解し、より良い支援につなげていく。

●尚徳地域包括支援センター

1 総合相談業務

地域の中で、様々な問題を抱えている世帯が増加しており、そのため、それに費やす時間日数がかかり、その間他の業務が停滞する現状がある。またケースにより職員の精神的な負担もある。

複数の問題（家族等に障害があったり、認知症の相談、早期の退院によりその後の支援について、金銭的な問題、家族間の関係性悪化等）があり、その対応に時間と労力が必要。

⇒問題を抱えている相談について行政の地区担当や保健師との協力や情報共有により、包括職員のみで解決しないようにし、双方の負担軽減（特に精神的な負担）を行いながら速やかな解決の方向に向かうようすすめていきたい。

また問題によっては連携していく機関（病院連携室、駐在）や関係者（自治会、民生委員等）に適時相談、協力し合って進めてきたい。

2 地域におけるネットワーク構築業務

「地域包括ケア」を実現するためには、地域におけるネットワークの構築が不可欠である。包括支援センターとしての日々の活動や、地域ケア会議等を通じて地域住民や地域の多様な団体が地域に存在するニーズを発見したり、解決を求めたりして包括支援センターにつながってくる。

そこから地域づくりへと進んでいくと思うが、包括支援としてのセンター日々の業務の多忙により地域住民からあがる日常生活の困り事やニーズに対する支援やそれを仕組みとして作り対応できることにまでは進んでいない。

地域の特性の理解や地域ケア会議の活用、地域の社会資源の把握などまだまだやらなければいけないことがあるが思うようにすすまない、また包括・地域住民だけでは解決できないことであり、それらに丸投げしないで、行政も一緒になり参画してもらわないとすすまない現状がある。

⇒現在ある3か所の認知症相談カフェ、各地区にあるサロン、健康教室において身近な相談に対応し、解決できるよう関係機関につなげ相談し対応する。また3か所あ

る認知症相談カフェの相談件数が増えて続けている現状からさらに身近な相談カフェが地区毎に必要。また個別ケースのケア会議、地域ごとのケア会議を重ね、ネットワークの構築のさらなる充実を図る。

* 今後は地域住民によるボランティア組織を形にすることで、モデル的な地域をめざしていきたい。(総合事業・介護保険外サービス等の担い手)

●弓浜地域包括支援センター

1 地域ケア会議開催に関する業務

昨年度は2地区で地域課題解決に向けての地域ケア会議を開催。2地区を除いた4地区では個別課題を中心としたケア会議を開催してきたが、地区課題を解決するまでには至っていない。

【打開策】地区課題解決に向けての地域ケア会議の開催

- ・ 個別課題解決に向けてのケア会議の継続
- ・ 地域に準備会開催に向けての働きかけ

2 実態把握業務

相談を受けた時点では、すでに複数の課題を抱え、対応に苦慮するケースがあり、解決に至るまでに時間を要している。

【打開策】実態把握を継続的に取り組み早期対応に繋げる

- ・ 業務の効率化を図る
- ・ 計画的に実態把握を行なう
- ・ 知識の向上に向けて各種研修会への参加
- ・ 関係機関とのネットワーク作り

●箕蚊屋地域包括支援センター

1 地域ケア会議開催に関する業務（地域課題の把握）

地域ケア会議をH19年度から取組み、28年度から各地区（4地区）で開催。自治会関係者については各自治会長にも参加を呼びかけ参加を頂いている。今年度も各地区で開催する予定。

今年度2地区の方から、地域ケア会議で取り上げる内容について提案を頂いた。準備会を開催し、地域の関係者と地域ケア会議の運営方法等について検討し、より地域の実情にあった地域ケア会議開催を目指す。

県地区：「我が事・丸ごと」 地域共生社会に向けた意識付け、男性参加の促進。

大高地区：「洪水想定訓練」を通し、大高地区の防災体制についての検討。

提案がない2地区（春日、巖）については、自治会長会、民生委員定例会などにおいて、再度諮り、地域ケア会議で取り上げる内容について検討する。

【具体策】

- 自治会長会参加（5月に県・大高地区、6月に春日・巖地区）
- 大高地区 洪水想定訓練参加（5月20日）
- 民生委員定例会参加（6月に県・大高地区、7月に春日・巖地区）
- 地域ケア会議開催（7月に県・大高地区、8月に春日地区、9月巖地区）
- 関係機関他、地域内の全医療機関にも案内をする。

2 総合相談支援及び権利擁護業務（実態把握業務）

実態把握、特に予防的な実態把握について取り組みを強化する必要がある。H29年度は129件の取組み、内訳は独居22件、高齢世帯55件、その他52件であった。今後、独居・高齢世帯の増加を見据え、独居・高齢世帯に対し重点的に取組んでいき、必要な支援につなげていく必要がある。

とはいえ、介護予防マネジメント業務を始め多様な業務の中、時間を確保しにくい状況もある。業務の効率化を行いながら、年間を通して計画的に推進していく必要がある。

【具体策】

- 実態把握目標件数 102件／年
- 独居・高齢世帯中心の対象者リスト作成（H29年度民生委員による在宅高齢者実態調査をもとに作成）
- 月間10件を目標に取組む（職員1人あたり3件）
- 適宜民生委員と連携し対応する。
- 適宜基本チェックリスト、認知症行動観察方式-AOS-、タッチパネル実施。
- 広報紙発行（4／年） 訪問時に配付

●淀江地域包括支援センター

1 介護予防支援に関するケアマネジメント業務

相談件数の増、総合事業開始から年々プラン作成数は増え続け、介護予防支援事業所としての業務が中心になっている変らない現状がある。

その業務においても一連のマネジメントが遅れがちになっている。今回の法改正で更に求められている包括の役割も受託当時からの人員体制でこなしていくことに、いよいよ限界を感じる。

⇒新規相談、サービス利用希望の際は地域活動への参加を可能な範囲で勧めていく。
また、今年度は介護保険更新対象者が多くあり、評価により更新の必要性について対象者と検討し、総合事業を含めた地域支援活動へ移行を支援していく。サロン支援等の機会を利用し積極的に介護予防の必要性を啓発していく。さらに、法人と相談の上で、職員体制の見直しも検討していく。

2 地域ケア会議開催に関する業務（開催方法・運営方法）

3年前から推進型地域ケア会議として年に4回開催し、地域の関係機関との連携強化に繋がっていると思えるが、地域課題の抽出までにはなかなか至らない。

今後、どのように地域ケア会議を開催していけばよいのか。

→参加者の中にはケア会議を定例の開催と認識いただいている方もあり、内容について各関係機関の意見等も確認していく。また、昨年度あまり実施できなかった個別ケア会議を充実させることで、地域課題抽出に繋がるよう取り組んでいく。